

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
10	指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直し	厚生労働省	1
12	中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し	厚生労働省	16
11	国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きの見直し	厚生労働省	26
5	生活保護法上の指定介護機関に係る手続の見直し	厚生労働省	31
4	障害支援区分認定調査のオンライン化	厚生労働省	49
16	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	経済産業省	75

介護予防支援に係る民間法人の参入(管理番号1)

厚生労働省老健局

■提案の具体的内容

- 居宅要支援者に対し介護予防サービス計画を作成する介護予防支援については、その指定を受けることができる事業者が地域包括支援センターに限られている。近年の要支援者の急増に伴い、地域包括支援センターの業務量を圧迫しているため、他のサービスと同様に広く民間法人の参入が可能となる措置を求める。

■2次回答

- 地域包括支援センターは、3職種(主任ケアマネジャー等・保健師等・社会福祉士等)が配置され、各職種が連携して包括的支援事業等を行っており、要支援者に対する介護予防支援や要支援となる前段階の者を含めた高齢者への介護予防ケアマネジメントを一体的に担うことで、介護予防に係る地域資源も活用した要支援者等への柔軟な支援を行うことが可能となっている。一方で、居宅介護支援事業所は、ケアマネジャーが要介護者に係るケアプランの作成や介護給付の調整等を行うものである。
- このため、地域包括支援センターが介護予防支援の業務を居宅介護支援事業所に委託する場合であっても、センターは介護報酬の請求事務や委託先を探す業務を行うだけでなく、要支援者等のアセスメントやモニタリング等の情報を収集・把握するとともに、地域課題の把握やその対策等に取り組むなど、センターの設置の趣旨・役割に沿った対応が求められているところ。
- こうした地域包括支援センターの介護予防を地域で推進するための役割について、その重要性を指摘する現場の声もある中で、当局としてもセンターの持続可能性を確保することは重要な課題と認識しており、介護予防支援等の利用者数だけでなく、要介護認定率がより高い75歳以上人口の急増による居宅介護支援の利用者数の増加も見込まれる2025年や、その先の2040年に向けて、介護保険制度全体での持続可能性の観点も踏まえて社会保障審議会介護保険部会で議論を行っているところである。本提案については、9月の同部会において議論を開始したところであり、センターの業務負担の軽減、サービスの質の確保及び効果的な介護予防の実施の観点から、引き続き同部会等の意見も踏まえながら検討していく。

■当面の対応(予定)

- 地域包括支援センターの業務負担の軽減や、サービスの質の確保及び効果的な介護予防の実施の観点から、地域包括支援センターにおける業務実態の把握に努めつつ、引き続き社会保障審議会介護保険部会等の意見も踏まえながら検討していく。

介護予防支援と地域包括支援センター

地域包括支援センターは、包括的支援事業（高齢者等からの相談に幅広く対応する総合相談支援業務、高齢者虐待等への対応を行う権利擁護業務、介護支援専門員への支援や指導を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）と要支援者等に対する介護予防ケアマネジメントとを総合的に行うことにより、地域の関係者とのネットワークのもと地域の高齢者等の生活を包括的に支援。

介護予防支援の目的

居宅の要支援者が介護予防サービス等の適切な利用ができるようにするため、

- ・要支援者の心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する
- ・介護予防サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行うことを目的に創設。

市町村・地域包括支援センターの役割

要支援者への予防給付と要支援の前段階の者への介護予防に対する統一的なマネジメントのため、

- ・介護予防の統一的なマネジメントの責任主体を、地域支援事業の主体であり地域において高齢者全般を視野に入れることができる市町村とした上で、
- ・介護予防サービス計画の作成等を行う指定介護予防支援事業者を、介護予防に関する経験や専門的知見を有する保健師等が配置されている地域包括支援センターから市町村が指定

介護保険制度の見直しに関する意見（平成16年7月30日社会保障審議会介護保険部会）

第2 制度見直しの具体的内容 Ⅲ. サービスの質の確保・向上

1. ケアマネジメントの体系的見直し

（ケアマネジメントの体系的見直し）

- ケアマネジメントについては、今後の給付体系の見直しなどを踏まえつつ、公平・公正の確保及び包括的・継続的マネジメントの強化の観点から次のような体系的見直しを行っていくことが必要である。
 - ① 要介護者に対する「介護給付のマネジメント」については、包括的・継続的なマネジメントを強化することが重要である。このような観点から報酬についても、在宅と施設、医療と介護の連携を評価する方向で見直しを行う必要がある。また、ケアマネジャー1人当たりの標準担当件数など基準の見直しを行うとともに、独立性を高める方向での報酬の見直しが求められる。
 - ② 前述のように市町村を主体とした「介護予防マネジメント」の確立が必要であり、「新・予防給付」のマネジメントについてもこの一環として位置づけることが必要である。
 - ③ 介護給付、新・予防給付、介護以外の生活支援サービス、高齢者に対する情報提供、地域のマネジメント機関の支援といった、地域における総合的なマネジメントを実施・調整する機関として、後述する「地域包括支援センター（仮称）」の創設が求められる。

2. 地域包括支援センター（仮称）の整備

（「地域包括支援センター（仮称）」の創設）

- 前述の「総合的な介護予防システムの確立」や「ケアマネジメントの体系的な見直し」を踏まえ、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、
 - ① 地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」
 - ② 「新・予防給付」のマネジメントを含む「介護予防マネジメント」
 - ③ 介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む「包括的・継続的なマネジメント」という3つの基本機能を担う「地域包括支援センター（仮称）」を創設することを検討する必要がある。

この「地域包括支援センター（仮称）」については、市町村を基本としつつ、その対象とする圏域や具備すべき機能、配置の在り方等について検討する必要がある。この場合、地域における多種多様な資源を十分に活用できるよう、地域に開かれたものとすることが重要である。